

工事請負契約に係る指名基準の運用について

指名基準の留意事項	
1. 審査基準日以降における不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和 55 年 10 月 22 日付区長決定、以下「指名停止基準」という）に基づく指名停止期間中または指名回避期間中である場合。</p> <p>(2) 品川区発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合。</p> <p>工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実である場合。</p> <p>一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合。</p> <p>(3) 警察当局から、品川区長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められる場合。</p>
2. 審査基準日以降における経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>
3. 審査基準日以降における工事成績	<p>(1) 品川区工事成績評定要綱（平成 25 年 8 月 19 日区長決定）に定める工事成績（以下「工事成績」という）の平均が過去 2 年連続して 60 点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを、総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が、過去 2 年連続して 80 点以上であること、表彰状または感謝状を受けていること等、工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4. 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店または営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5. 手持ち工事の状況	<p>当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

<p>6. 当該工事施工についての技術的適正</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを、総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等、当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 公募型指名競争入札方式のうち、「技術情報募集型」または「意向確認型」を採った場合においては、配置予定の技術者及び当該工事の施工計画等がそれぞれ適正であること。</p>
<p>7. 審査基準日以降における安全管理の状況</p>	<p>(1) 指名停止基準に基づく指名停止または指名回避期間中である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 品川区が発注する工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合で、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを、総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 品川区が発注した工事について、過去2年間に死亡者の発生または休業8日以上を負傷者の発生がないこと等、安全管理成績が特に優良である場合はこれを十分に尊重すること。</p>
<p>8. 審査基準日以降における労働福祉の状況</p>	<p>(1) 賃金不払に関する労働省からの通報が品川区長に対してあり、当該状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 品川区が発注した工事について、建設業退職金共済組合または中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、または証紙購入もしくは貼付が十分かどうか総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けている等、労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分に尊重すること。</p>

【注意】 必要に応じて審査基準以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断できるものとする。